



# 宮 崎 県 公 報

令和6年6月3日(月曜日) 第514号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○特定農業用ため池の指定…………… (農村整備課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (2件) …… ( “ ) 1	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 2	

## 公 告

- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 2
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 2
- 入札公告…………… 3

## 公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 308号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定年月日  
令和6年5月27日
- 2 特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
宇戸池	日南市南郷町大字脇本字居村2352

### 宮崎県告示第 309号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年6月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林	旧	4.6~11.5	119.1
				新	16.9~25.9	119.1

は小班まで

### 宮崎県告示第 310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年6月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1218番169地先から同郡同村同大字同字1218番127地先まで	令和6年6月3日

### 宮崎県告示第 311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年6月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八	東諸県郡綾	令和6年6月3日

重綾線	町大字北俣 中尾国有林 2092林班は 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2092林班 は小班まで
-----	--

宮崎県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年6月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1218番 169地先から同郡同村同大字同字1218番 127地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年6月3日

公 告

保安林の令和6年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位:ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	661.05
北川	土砂流出防備保安林	94.92
北川	干害防備保安林	1.84
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,351.72
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	194.47
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.65
五ヶ瀬川	魚つき保安林	1.86
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62

五十鈴川	水源かん養保安林	1,005.26
五十鈴川	土砂流出防備保安林	0.55
五十鈴川	干害防備保安林	25.61
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,818.75
耳川	土砂流出防備保安林	104.41
耳川	干害防備保安林	0.60
小丸川上流	水源かん養保安林	201.37
小丸川上流	土砂流出防備保安林	15.20
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,676.92
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	127.29
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	917.17
小丸川下流	土砂流出防備保安林	28.78
小丸川下流	干害防備保安林	2.67
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	603.08
川内川上流	土砂流出防備保安林	67.20
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	19.83
大淀川本流	水源かん養保安林	1,373.37
大淀川本流	土砂流出防備保安林	153.91
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.66
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,507.29
本庄川	土砂流出防備保安林	12.12
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.44
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,153.86
大淀川中流	土砂流出防備保安林	63.02
大淀川中流	干害防備保安林	2.80
広渡川	水源かん養保安林	1,218.55
広渡川	土砂流出防備保安林	167.42
広渡川	干害防備保安林	1.70
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	420.98
福島川	土砂流出防備保安林	14.87
福島川	干害防備保安林	2.78

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-3)第4021号	旬日高産業	日高 正一	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田4248	一般	土木工事業、とび・土工工事業	令和6年4月4日付で廃業した旨の届け	令和6年4月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第5258号	旬日高工務店	日高 國男	宮崎県宮崎市大字赤江15-4	一般	大工工事業	令和6年4月26日付で廃業した旨の届け	令和6年4月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第14453号	榎本田	本田 房穂	宮崎県日向市大字細島108-10	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和6年4月25日付で廃業した旨の届け	令和6年4月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第916号	旭断熱(株)	松田 光弘	宮崎県延岡市長浜町2-2087	一般	解体工事業	令和6年4月5日付で廃業した旨の届け	令和6年4月5日(一部廃業)

### 入札公告

「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)」及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」業務委託企画提案競技を次のとおり実施する。

令和6年6月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

#### 1 企画提案競技に付する事項

- 委託件名 「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)」及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」に係る業務
- 委託業務の内容 仕様書のとおり
- 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 2 委託契約額の上限

45,677,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

#### 3 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

#### 4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて、即時に対応できる体制を整えていること
- 本業務の実施に当たって、行政、教育関係機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号

に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

- 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない者
  - 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
  - 高校生の留学支援に取り組んだ実績のある者又は提案時点において取り組んでいる者
- #### 5 契約事項を示す場所及び期間
- 場所 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
  - 期間 令和6年6月3日(月)から令和6年7月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで) 県庁ホームページ上でも公開する。
- #### 6 「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)」及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」業務委託企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書の配布場所及び配布期間
- 場所 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当
  - 期間 令和6年6月3日(月)から令和6年7月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで) 県庁ホームページ上でも公開する。
- #### 7 企画提案競技事前説明会の日時及び場所
- 日時 令和6年6月21日(金)午後2時から 事前説明会参加申込書(様式第1号)を令和6年6月18日(火)正午までに電子メールにて提出すること。
  - 場所 宮崎県庁7号館3階733号室 宮崎市旭1丁目3
- #### 8 質問受付
- 企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。
- 受付期限 令和6年6月28日(金)正午まで

- (2) 質問方法  
企画提案競技質問書（様式第7号）を電子メールにて提出すること。
- (3) 回答方法  
質問への回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送付する。（質問者名は公表しない。）
- 9 企画提案競技への参加申込提出先、提出方法及び提出期限  
企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出するものとする。また、代理人を定める場合は、委任状（様式第3号）を併せて提出すること。
- (1) 提出先 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- (3) 提出期限 令和6年7月1日（月）正午まで（必着）※郵送の場合も同様
- 10 企画提案書等の提出先、提出方法及び提出期限
- (1) 提出先 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- (3) 提出期限 令和6年7月16日（火）正午まで（必着）※郵送の場合も同様
- (4) 提出書類  
ア 見積書（各委託業務の積算内容が分かるように記載すること）1部  
イ 会社概要1部  
ウ 業務実績（過去5年以内の県及びその他の地方公共団体等との契約実績）1部  
エ 提案書（正本に様式第5号を添付すること）正本1部、副本4部  
オ 誓約書（様式第6号）  
カ 参考資料やカタログ等（必要に応じて）5部
- 11 契約締結等
- (1) 選定された提案者の提出した企画提案書の内容を基に、提案者と協議を行った上で契約内容を確定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約に当たっては、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として契約締結時に県に納付するものとする。この契約保証金は、契約が支障なく履行された時は、契約期間終了後に全額返還する。

- ※過去2か年度の間は、県、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- 12 企画提案の無効  
次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。
- (1) 参加する資格のない者又は上記4の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 二人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- 13 その他
- (1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。  
なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案競技への参加申込み後に辞退を申し出る場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 実施要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。
- 14 選定結果の通知  
令和6年7月下旬（予定）  
採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- 15 Summary
- (1) Nature of service required: Consignment work related to the "Promoting Connection with the World: High School Students Study Abroad Support Project" (the U.S. Course, the Asian Course, the Oceanic Course) .
- (2) Time-limit for submitting proposals: By noon, July 16, 2024
- (3) Point of contact: High School Division, Board of Education, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10 Tachibanadori-higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8502, Japan, TEL: 0985-24-1133

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月3日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

## 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(安全運転管理者証等の交付)</u></p> <p><u>第13条の2 公安委員会は、前条第1項の選任の届出があった場合において、その者が施行規則第9条の9第1項に規定する要件を備えているときは、別記様式第9号の3の安全運転管理者証を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 公安委員会は、前条第2項の選任の届出があった場合において、その者が施行規則第9条の9第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第9号の4の副安全運転管理者証を交付するものとする。</u></p>	

別記様式第9号の3及び別記様式第9号の4を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--